

学校法人日本工業大学 寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は学校法人日本工業大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目五番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第三条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第四条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は左に掲げるものとする。

一 日本工業大学 大学院 工学研究科

技術経営研究科(専門職大学院)

日本工業大学 工学部

機械工学科・ものづくり環境学科・創造システム工学科・電気
電子工学科・情報工学科・建築学科・生活環境デザイン学科

基幹工学部

機械工学科・電気電子通信工学科・応用化学科

先進工学部

ロボティクス学科・情報メディア工学科

建築学部 建築学科

二 日本工業大学駒場高等学校(全日制課程)

普通科

理数工学科

創造工学科

三 日本工業大学駒場中学校

第三章 役員、理事会及び評議員会

(役員)

第五条 この法人には左の定数の役員を置く。

一 理事 十五人

二 監事 三人

(理事長)

第六条 理事のうち一人は理事の互選により理事長となる。

2 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(業務決定の特例)

第七条 左に掲げる事項については理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

一 教職員の任免・俸給の決定及び職務諸規則に関する事項

二 予算・事業計画・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する場合を除く)・基本財産の処分、
運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

- 四 収益事業の開始及び廃止に関する事項
- 五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 残余財産の処分に関する事項
- 七 合併

(理事の代表権の制限)

第八条 理事長たる理事以外の理事は総てこの学校法人の業務についてこの学校法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第九条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第十条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 日本工業大学駒場高等学校長
 - 二 日本工業大学長
 - 三 評議員のうちから評議員会において選出した者九名
 - 四 学識経験者のうちから理事会において選任した者四名
- 2 第一号から第三号の理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第十一条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第十二条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第十三条 役員（第十条第一項第一号及び第二号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員解任及び退任)

第十四条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第十二条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業

務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常務理事)

第十七条 理事会は、理事の中から常務理事若干名を選任して、日常の業務の処理を行わせることができる。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(評議員会)

第十九条 この法人に評議員会を置く。

評議員会は左に掲げる三十一人以上四十二人以内の評議員をもって組織する。

一 この法人の職員(この法人の設置する私立学校の教員その他の職員を含む。)のうちから選任されるもの七人以上十人以内

二 この法人の設置する学校を卒業したもので年齢二十五年以上のものうちから選任されるもの十一人以上十五人以内

三 理事のうちから選任されるもの二人以上三人以内(但し第十条第一項第三号による者は除く。)

四 日本工業大学長

五 日本工業大学駒場高等学校長

六 この法人に関係ある学識経験者及び功労者九人以上十二人以内

(会議)

第二十条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

4 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

5 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長は、評議員として議決に加わることができない。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十一条 第十八条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合におい

て、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員の選任)

- 第二十三条 第十九条第一号及び第二号に規定する評議員は理事会に於て選出する。
- 2 第十九条第六号に規定する評議員は前項の規定により選任された評議員及び第十九条第四号、第五号に規定する評議員の議決をもって選任する。
- 3 第十九条第三号に規定する評議員は理事の互選で定める。
- 4 第十九条第一号第三号第四号及び第五号に規定する評議員は理事・学長・校長・職員その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第二十四条 評議員（第十九条第四号及び第五号に規定する者を除く。以下この条において同じ。）の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
2. 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第四章 資産及び会計

(資産)

第二十六条 この法人の資産は左の通りとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産

- 二 授業料・入学金及び試験料
- 三 寄附金品
- 四 その他の収入

(財産の区分)

第二十七条 この法人の資産は之を分つて基本財産・運用財産の二種とする。

- 2 基本財産・運用財産の区分は私立学校法施行規則第二条第六項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。

- 3 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従つて基本財産又は運用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第二十八条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但しこの法人の事業の遂行上止むを得ない事由がある時はその一部に限りこれを処分することが出来る。

(運用財産たる現金の運用)

第二十九条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか郵便貯金若しくは確実な銀行に定期預金をするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の事業の遂行に要する経費は基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実・授業料・入学金・試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く)をもつて支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

第三十二条 この法人の決算は毎会計年度終了後二月以内に作成し、之につき監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算において剰余金があるときはその一部又は全部を運用財産中の積立金に編入し又は次会計年度に繰越すものとする。

- 3 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十三条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十四条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員への報酬)

第三十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができ。

第五章 解散

(残余財産の帰属者)

第三十六条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第六章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第三十七条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

第七章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第三十八条 この法人は、第三十三条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第三十九条 役員が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められる場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第四十一条 この法人の公告は東京都千代田区神田神保町二丁目五番地学校法人日本工業大学掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第四十二条 この寄附行為施行についての細目は理事会に於て定める。

附則

一 この法人設立当初の役員即ち理事・監事は次の通りとする。

理事 大木喜福・小島栄吉・山口 巖・小山直彦・室橋信一郎
監事 池田謙次・山口安太郎

二 この寄附行為は昭和二十六年三月十四日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和四十一年十月二十六日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和四十二年三月二十五日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和四十七年一月十日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和四十九年五月十四日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和五十二年三月三十一日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和五十七年三月十七日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和六十二年一月十日から施行する。

附則

この寄附行為は昭和六十二年二月五日から施行する。

附則

昭和六十三年十月二十六日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成元年四月一日から施行する。

附則

平成二年三月二十二日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成二年四月一日から施行する。

附則

平成四年三月十一日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成四年四月一日から施行する。

日本工業大学付属東京工業高等学校(全日制課程)の工業計測科は、改正後の寄附行為第四条二号の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則

この寄附行為は平成六年三月十一日から施行する。

附則

この寄附行為は平成六年十二月二十一日から施行する。

附則

この寄附行為は平成十年二月十二日から施行する。

附 則

平成十六年十一月三十日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

平成十七年二月十七日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

日本工業大学付属東京工業高等学校（全日制課程）の電子機械科及び制御システム科は、改正後の寄附行為第四条二号の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

平成十七年三月三十一日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

平成十八年三月七日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成十八年四月一日から施行する。

日本工業大学付属東京工業高等学校（全日制課程）の電気電子科は、改正後の寄附行為第四条二号の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

平成十九年十一月十二日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成二十一年四月一日から施行する。

（日本工業大学工学部システム工学科の存続に関する経過措置）

日本工業大学工学部システム工学科は、改正後の寄附行為第四条一号の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成二十八年七月十四日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十八年十月三日から施行する。

附 則

平成二十八年十一月十五日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（令和元年十二月五日）から施行する。

附 則

令和二年三月十六日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。